

令和4年第3回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和4年9月16日（金）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 一般質問（1人）

日程第 2 決算特別委員長報告

日程第 3 総務産業常任委員長報告

日程第 4 教育民生常任委員長報告

日程第 5 議案第65号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第66号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 8 議案第67号 教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 議員派遣の件について

3 閉会



## 令和4年五城目町議会9月定例会会議録

令和4年9月16日午前10時00分五城目町議会9月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1 番 工 藤 政 彦	3 番 松 浦 真
4 番 石 川 交 三	5 番 椎 名 志 保
6 番 荒 川 滋	7 番 佐々木 仁 茂
8 番 畑 澤 洋 子	9 番 斎 藤 晋
10 番 石 井 光 雅	11 番 伊 藤 正 春
12 番 佐 藤 重 信	14 番 館 岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

13 番 荒 川 正 己

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	渡 邊 彦兵衛	副 町 長	武 田 和 栄
教 育 長	畑 澤 政 信	総 務 課 長	伊 藤 敏 和
まちづくり課長	柏 和 順	税 務 課 長	石 井 政 幸
会 計 管 理 者	猿 田 仁	議 会 事 務 局 長	東 海 林 博 文
農 林 振 興 課 長	大 石 芳 勝	商 工 振 興 課 長	小 玉 洋 史
建 設 課 長	猿 田 弘 巳	学 校 教 育 課 長	齊 藤 正 和
生 涯 学 習 課 長	越 高 博 美	住 民 生 活 課 長	小 玉 広 信
健 康 福 祉 課 長	猿 田 広 秋	消 防 長	佐 々 木 貴 仁
総 務 課 課 長 補 佐	小 玉 重 巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 東 海 林 博 文

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日の一般質問は、議会運営委員長報告のとおり6番荒川滋議員です。

6番荒川滋議員の発言を許します。6番荒川滋議員

○6番（荒川滋君） おはようございます。

まずもって、今月6日に行う予定でありました一般質問でありますけども、私の都合によりできなくなったにもかかわらず、本日こうして貴重な時間を割いて発言の機会を与えてくださったことに心から感謝申し上げます。議長、そして議会運営委員長はじめ議員の皆様、そして議会事務局、町当局の皆様、本当にありがとうございました。この後、決算特別委員長の報告の後、総務産業常任委員会の報告を石井光雅副委員長がしてくださるわけでありまして、石井副委員長の前でかなり人め悪いところもありますけども、面の皮を厚くして行わせていただきます。貴重な時間でありまして、できれば短時間で終わりたいとは思っております。

質問に先立ちまして、消防団ときゃどっこまつりについて少しだけお話をさせていただきます。

8月6日午前、降り続く雨に心配になって、近所の戸村堰緑道沿いの高齢者のお宅を訪ねました。残念ながら4年ぶりに戸村堰の水があふれ、高齢者世帯の小屋への浸水が起きてしまいました。思えば、この日が今回の一連の豪雨の始まりだったなというふうに思います。

きゃどっこまつりですが、我々実行委員会は3年ぶりの開催に向けて、コロナ感染拡大防止の措置に万全を期して準備を進めてまいりました。県内の新規感染者数、そして病床使用率、また、県の感染レベルなど、ものすごく気にしながら過ごす日々でありました。

開催1週間前の8月8日、前線がこの後1週間近く停滞し、大雨の可能性があるという予報が出されましたが、1週間も停滞しているだなんて、まさかそんなことはないだろうとその時は思っておりました。しかし、私の予想に反して前線は停滞を続け、8月

9日、10日と、町は立て続けに警戒レベル3、高齢者等避難、そして警戒レベル4、避難指示を発令し、避難所が開設され、そのたびに町の職員はその対応にあたられました。11日に一旦小康状態となるものの、住民への注意喚起は継続。

そして迎えた8月12日金曜日、この日は町は朝9時に警戒レベル4の避難指示を発令し、三度避難所を開設。この時点では町ではまだ被害起きておらず、きゃどっこまつりは実施に向けて最終準備を進めながらも、避難所対応にあたっている、祭りのスタッフでもある町職員の方々の疲労への配慮と、天候の心配もあることから、この後万が一大きな災害が起きたりしたら、それはもう祭りの開催はないが、前日の14日に最終的な判断をしようということにしました。

12日の夜、雨脚が強まり、私は機能別ですけれども消防団員として出動。午後10時半過ぎから近所の戸村堰沿いで住宅の浸水が始まってしまいました。その後、近隣町内会の浸水の常襲地域で土のう積み作業をするものの住宅浸水を防ぐことはできず、住民を避難させながら、きゃどっこまつり、これは難しいなというふうに肌で感じ始めていました。

日付が変わり13日、真夜中の12時半、内川川氾濫、レベル5にあたる緊急安全確保発令のエリアメールが私たち消防団員のスマホで一斉に鳴り出しました。緊急安全確保、これは初めて実際に目にする言葉だったので、消防団員の間でも緊張が走りました。それから間もなく、今度は内川川氾濫で緊急安全確保発令。真夜中の私たちの確認では、馬場目川の水位はそれほど上がってはいないのに、これは一体何が起きているんだと。午前3時頃、消防団の管轄地域での活動を終えた後、町職員による交通整備の中、国道285号線を東に車を走らせました。消防署の交差点を曲がっても、道の駅の十字路を曲がっても、国道を直通しても、どこも一面の海のような状態になっておりまして、愕然としました。車はそれ以上進むことはできませんでした。暗闇の中でもうっすらと一面がもう海のようにになっている状況を見て、これは祭りどころではないなというふうに思いました。翌朝、明るくなるにつれて水は幾らか引けて、どうにか内川、そして上山内、下山内に入ることができ、そこで変わり果てた地域の様子に言葉が出ませんでした。

13日の朝、きゃどっこまつり実行委員会の幹部、そして事務局である商工振興課と相談し、当初は14日に決断すると言っていたのですが、それを待つことなく、きゃどっこまつり開催の断念を決めさせていただきました。事務局の担当者は、これまで本当に細かいところまで準備をして進めてきてくれました。我々実行委員も、3年ぶり

の開催ということで気合いを入れて進めてきただけに残念ではありますが、中止の判断に間違いはなかったと思っています。

被災された方々のことを思うと心が痛みます。心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く通常の日々が戻ることを願うところであります。

8月上旬から、災害対応のほかにボランティア作業、災害ごみの収集まで、町を挙げて活動されていらっしゃる町職員の皆様には、本当に感謝申し上げます。幸い人的被害がなかったのは、先手を打ち、早め早めの情報発信と避難所開設などの対応に努めた賜物だと思います。

それから、五城目町社会福祉協議会は、迅速に災害ボランティアセンターを立ち上げ、運営にあたっていただきました。そして、連日町内外から参加してくださった延べ410名のボランティアの方々にも心から感謝申し上げます。

また、再開しておりますワクチン接種事業に携わっている皆様にも感謝申し上げます。

町職員の皆さんの疲弊を考えると、定例会での一般質問を辞そうかなとも考えましたが、最重要課題である町民の安全・安心に関わることなので行わせていただきます。

質問項目の大きな1番、災害対応と安全・安心な暮らしを支える基盤づくりについてであります。

冒頭に述べたように、今回の記録的な大雨では大きな被害が出てしまいました。政府は8月3日からの、この東北・北陸を中心に被害をもたらした一連の豪雨災害を激甚災害に指定することとしており、今後閣議で正式に決定することになります。

激甚災害は、毎年全国広い範囲で起きています。指定されると、ご存じのとおり復旧事業に対する国の補助率が一定程度引き上げられ、早期復旧の後押しになることとなりますが、その対象は公共施設や農地などに限られます。

町では今回被災された方に対し、消毒の対策、それから税の減免、上下水道料金の減免などの支援を行ってはおりますが、平時ではない今だからこそ、住宅再建、それから失った自動車や家電、家財道具、民有地や私道の損壊など、深刻な被害を受けた方に寄り添い、激甚災害に指定されるような被害の大きさに見合った町独自の手厚い支援が必要だと思っておりますが、当局の考えをお伺いします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 6番荒川議員のご質問にお答えいたします。

町では、床上浸水された方に対しましてお見舞金を支給したところでありますが、こ

のたびは家財道具などの損傷が著しく、今後の生活に支障を来していることから、姉妹都市千代田区様をはじめ全国から寄せられている善意をもとに、住家が床上・床下浸水に遭われた方々に生活支援といたしまして支援金の準備を進めておるところでございます。

災害応急対策といたしましては、被災された住宅の消毒作業、災害廃棄物の個別回収、汚泥が混入した浄化槽の清掃作業などを実施してきたほか、被災者に対する固定資産税の減免、上下水道料金の減免などの措置を講じているところであります。

また、農地、農業用施設の被害は甚大でありまして、復旧にはかなりの期間を要するものと見込んでおります。コロナ禍のこの影響による米価の下落とあいまり、農業経営は大変に厳しい状況にあるものと認識しております。

町といたしましては、引き続き被災された方々の心に寄り添い、災害対策に全力を傾注する所存でございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 千代田区並びに全国から集まってる善意が支援金として配付されるように準備をされてるということであります。自宅敷地の坂道の法面が崩れた方がおります。復旧には多額の費用がかかり、大変な負担になることが容易に想像できます。この全国からの善意、そしてふるさと納税寄附金などの受付を行っておりますが、支援の額にこだわるわけではありませんが、被災された方々に寄り添った対応をどうかよろしくお願いいたします。

続いて（2）、今、町長も少し触れましたが、農業関係についてであります。

9月に入り、稲穂の頭もかなり垂れてきて、本来なら収穫の喜びを感じられる時期ではありますが、今後の収穫への大きな障害となる泥や土、木の流入が広い範囲の農地で確認されております。これら堆積物の撤去に係る支援、これをどのように進めるか、また進めてきたか。

そして、新型コロナ、ロシアによるウクライナ侵攻など世界情勢の激変の中、肥料や農薬などの農業資材、そして燃料、電気料などの高騰により農家の経営は一層厳しさを増しております。期待した米の概算金は60kgあたり500円上昇と、期待よりはかなり低く、もう自助努力の域を越えてしまっております。声を聞いて回っていると、今回の水害で、「あと田やめるハ」という方がいらっしゃいました。離農される方の増加



が予想されます。

町の総合発展計画の、農林業の目指す姿に、安心かつ安定した農業経営が確立され、魅力ある生産基盤で、新規就農者が増え、意欲と能力のある担い手が育成されていますという目指すべき姿、目標が立てられています。この目標を実現するためにも、農業が希望のもてる産業であるためにも、町としてどのように取り組むか。前回6月に続いてですけどもお聞きします。

○議長（石川交三君） 傍聴の方、携帯電話の使用はお控えください。

執行部の答弁を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

このたびの8月の前線による大雨では、内川川並びに富津内川の河川が氾濫し、各地区において甚大な被害が発生しております。被害に遭われた皆様方には心からお見舞い申し上げます。

椎名議員の答弁でも述べましたが、農地に流入した土砂や流木などの除去に対しましては、国の補助災害復旧事業の適用や、それ以外は補助採択条件を満たさない小災害復旧事業として、被災箇所の早期復旧に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、肥料、農業資材や燃料の高騰並びに豪雨災害の影響により農業者の次期作への生産意欲の低下や営農に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、町といたしましては、今後も安心して稲作などを継続してできるよう、関係各機関と連携し、国や県に対して積極的に働きかけをしてまいりたいと存じます。

今後魅力ある産業であるためには、基盤整備事業を推し進めつつ、新規就農者の場として法人設立に向けた取り組みを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 総合発展計画の農林業の目指すべき姿が実現するように力を入れていていただくようお願いいたします。

続いて（3）番、湯ノ又橋についてであります。

今回のこの甚大な被害となってしまったわけでありまして、この水害では下山内や内川が全国放送などで多く打ち出され、欄干に流木がたまった湯ノ又橋は、そのシンボルのようになってしまいました。

湯ノ又橋は、今から32年前の1990年に完成し、全国でも珍しい秋田杉の集成材

を使用した橋として大きな注目を集めたことは、以前私の一般質問で取り上げたことがありました。集成材を使った自立型のタイドアーチが特徴の木製の橋なんて、何て素晴らしいアイデアだと思うのですが、今回の災害では、その構造が被害の拡大につながった可能性があることが関係機関の調査と湯ノ又の人たちとの話から見えてきました。橋上流側に架かる水道管の、水管橋ですけども、水管橋は、今回ぐにやりと曲がりながらも何とか耐え抜いたわけですけども、これも流出物が引っかかってたまる一因になっているのではないのでしょうか。水管橋を含む湯ノ又橋について、今後どのようにしていくお考えかお聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

8番畑澤議員の答弁でも申し上げましたが、湯ノ又橋は、もともと木橋であったものを平成2年から3年度にわたり架け替えしたものでありまして、当時の設計資料を確認したところ、左岸側は県道であり、現橋（木橋）の橋面は県道と同一の標高となっていることから、1つ目は、現橋（木橋）の河川断面も確保すること、2つ目は、桁下高は現橋（木橋）の桁下高以上とするとの設計条件が付されております。

今回は、内川川の水位が設計条件を上回ったこと、また、流木により桁に添架された水管が流木の圧力によりアングルが曲がれ落ち、流木集積を引き起こしたと推測いたします。

現在、湯ノ又橋は県道と町道との交通結線を保持していることから、点検を行い、異常箇所が発見された場合は補修を施して供用させてまいります。

また、水管橋につきましては、現状の添架方式とするか、独立したアーチ型水管橋にするかを設計検討し、架け替えを実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 地球温暖化による災害は、毎年日本のどこかで起きております。今回のあの災害と同規模、またはこれ以上の災害が起きることは十分に予想されます。安全・安心、住みやすい町であるよう、速やかに計画を練ってくださるようお願いいたします。

続いて（4）番、昨年1月、五城目町国土強靱化地域計画が策定されました。その13ページの1-3と1-4に「河川改修等の治水対策を今後も県に要望していく必要が

ある」という文言と、「土砂災害対策施設の整備や老朽化対策を県と連携しながら推進する必要がある」という文言が掲載されております。

今回のこの甚大な被害を受け、町内の3つの河川の大規模改修と浚渫、土砂災害対策として既存の砂防堰堤や治山堰堤の土砂撤去と、必要に応じての新設、これらをこれまで以上強く県に要望していく必要があると思います。もちろん進めていることとは思いますが、町の考えを改めてお伺いします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

3河川のうち、はじめに馬場目川河川改修事業について申し上げます。

馬場目川河川改修は、既に平ノ下地区を完了しており、帝釈寺地区から舘越地区を経て、久保地区までの工区を現在事業実施中であります。行政報告でも申し上げましたが、秋田地域振興局では今年7月25日、26日の2日間で、3地区の役員の方々へ設計修正説明などを行い、8月2日には用地関係者を参集し説明会を実施し、現在、用地買収中と伺っております。

次に、富津内川河川改修事業でございますが、現在、富田地区で工事を実施中であります。

また、内川川につきましては、令和元年2月と12月に湯ノ又公民館におきまして改修事業の説明会を行っております。

建設関係では、令和2年2月から4月にかけて身ノ淵頭首工から黒土頭首工までを、同じく令和2年11月から令和3年3月まで黒土頭首工上流の洲ざらいを実施したと伺っております。

また、農林関係では、今年度から令和5年度にかけ、身ノ淵頭首工の更新工事を施工中であり、令和3年度には黒土頭首工の撤去などが施されております。

町といたしましては、今回の大雨被害を受け、県へ事業進捗のペースアップを要望してまいります。

次に、既存砂防堰堤の土砂撤去であります。脇村地区で発生しました土砂流出状況を秋田地域振興局治山事業担当者で確認したところ、既に堰堤天端までが満砂し、流出となったものであります。県へは堆積土砂と倒木除去と堰堤機能の強化を強く要望したところでございます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 今回起きてしまったこの災害を、まあ言葉を選ばなきゃいけないが、逆にチャンスと捉え、行動していただきたいと思います。

それから、7月の参院選で、私もですけども町長が応援した石井浩郎参議院議員がこのたび国土交通副大臣に就任したということも追い風と捉えて、働きかけを続けていただきたいと思います。

続いて（5）番、繰り返し被害に遭ってきた方々の心労は非常に大きいものがあります。今回の事態の大規模な住宅浸水域の検証は現在鋭意進められていると思うので、今回は本町部に絞って伺いたいと思います。

繰り返される宅地浸水をP D C Aサイクルによりどのように検証するか。そして今後どう対応していくかということで、次の4か所についてお伺いします。

まずは、田町の杉ヶ崎、ここも毎回の常襲地域なのでありますけども、数年前に森林組合近くに設置された分水装置の効果はあったのか。

それから2点目、戸村堰沿いの築地町の宅地浸水であります。戸村堰の頭首工の大改修による効果はあったのか。

3つ目、五城目神明前の手前の付近、畑町、それから築地町の稲荷前地区、ここはこれまでにないような道路の水の流れとなりましたが、これは小倉堰の流量との関係はあるのか。

4つ目、七倉地区の国道285号線、ここも毎度毎度、水が上がる場所であります。秋田県は4年前の平成30年9月から11月にかけて、七倉地区を中心に水路系統調査を行ったが、その結果は活かされたのか。

この4か所についてお聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

最初に、杉ヶ崎地内の分水装置についてお答えいたします。

町道町山線道路改良工事により設置した簡易巻上水門は、通常の降雨時には分水効果を発揮しております。しかしながら、今回の豪雨には対応しきれなかったことと、側溝布設上流部の土側溝への土砂埋塞により水門上流部で溢水したことから、家屋浸水と道路冠水を発生したのと考えております。

今後は、土砂の埋塞を防ぐため、側溝の延伸や土砂流出防止の工法を模索し対処した

いと考えております。

次に、戸村堰頭首工であります。当該頭首工の改修工事は令和2年度に完了し、水位が高くなった時に一定の高さの堰を超えて自然に放水する固定堰から水位並びに流量の調節ができる可動堰になったことにより、大雨の際は馬場目川の増水による戸村堰への入水量が大きく制限されたことから、改修工事は一定の効果が見られたものと考えております。

また、小倉堰につきましては、内川小倉の大由沢地区のため池及び身ノ淵地区の頭首工から取水しておりますが、取水ゲートの管理方法としては、大雨の時には閉鎖し、小倉堰水路へ入水しないよう対応しております。一方、杉ヶ崎地区では、大雨の場合、森山からの沢水を分水した一部が小倉堰へ流入している状況でございます。

次に、七倉地区の国道285号の冠水被害についてお答えいたします。

今回の豪雨以前の8月3日に発生した冠水被害を受けて、秋田地域振興局建設部の保全・環境課の職員が来庁し、冠水状況を聞き取りされ、その時点では側溝の詰まりや排水柵の清掃を徹底し、冠水対策を講じると伺いました。しかし、今回の豪雨での冠水被害が生じたために、地域振興局では平成29年度に行った調査結果をもとに抜本的な排水対策を練る構想であると伺っております。

いずれにいたしましても、今回の豪雨災害は甚大であり、町と県で協力し、一日も早い復旧に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 田町の杉ヶ崎の民家はこれまで何度も浸水被害に遭ってまいりました。椎名議員と私はその都度、一般質問で取り上げてきたわけでありますけれども、以前の答弁では、土地改良区など関係機関との費用面での調整も必要なために多くの時間を要することが考えられると。で、ご猶予をいただきたいという答弁でありましたが、今回また再び災害が起きてしまいました。同規模な雨が降ると、また再び起こるということとなります。もうあの人たちのあの不安そうな顔は見たくありません。安全・安心なまちづくりについて、今後一步踏み出して対応をしていくようお願い申し上げます。

続いて（6）、町では以前から早め早めの避難情報を発令し、避難所を開設しております。たとえ空振りに終わってもよく、とても大事なことだと私は評価してまいりました。今回も先手を打ち、8月9日、10日、8月12日はもう朝から避難情報を発

令し、避難所を開設しております。8月13日真夜中にレベル5の緊急安全確保が発令されて、16日まで断続的にこの体制が続いたわけであります。そのたびに町職員の皆さんは対策と避難所運営にあたられたわけでありますが、これが人的被害を出さなかったことに結びついていると私は考えております。

一連の避難に係る情報発令の際、対象地域の住民にはどうやって伝達したか。また、避難された方々の数をどう検証するかお聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では、内川川、富津内川の河川氾濫により、13日午前零時30分に内川地区に、午前1時15分に富津内地区に、警戒レベルが最も高い緊急安全確保を発令をいたしました。

緊急安全確保を発令するまでの町の情報伝達といたしましては、12日午後7時55分及び午後11時23分にメール、SNS、町ホームページによる注意喚起を行ったほか、午後11時34分には内川、富津内地区に防災行政無線による放送を行っております。緊急性を要したために防災行政無線の出力音量は最大とし、午前零時31分に内川地区、午前1時23分に富津内地区に再度放送、午前1時40分には緊急速送、町ホームページにより全町に情報伝達を行っております。

避難者はピーク時において、福祉施設などからの避難者を含め21世帯123人が避難所への避難をされております。

内川川、富津内川につきましては、河川浸水想定区域が示されていないため、町が配布したハザードマップについても過去の浸水実績を示すにとどまっております。水防法の改正により、今後は洪水浸水想定区域の指定対象ではない中小河川においても、周辺に住宅などがある場合は令和7年度までに指定対象に追加し、水害リスク情報の空白地帯の解消を目指すこととされております。

町といたしましては、内川川、富津内川の浸水想定区域が指定されるまでは、過去の災害実績に固執することなく、避難所への避難を含めて安全を確保する行動を呼びかけてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） これはおそらく畑澤洋子議員も取り上げたと思いますが、聞こえに

くい、今回聞こえにくかった防災行政無線について、その改善を進めつつ、電話でそのアナウンスの内容を確認できる音声自動応答サービスフリーダイヤル導入も含めて検討をお願いしていきたいと思います。

時間がないので次にまいります。

(7)、13日の未明、浸水した自宅から着の身着のまま避難せざるを得なかった人がおります。家の周りは腰付近までの浸水で、その方は真夜中に半身濡れた状態で避難所までたどり着きました。避難所ではこのような場合の対応も考えておかなければいけません。町の考えをお聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町では、いざという時の備えといたしまして、非常時持出品の準備、点検を呼びかけているところでございます。雨具などの避難時における服装、着替えや食事などの持参につきましても、ご理解を含めていただけるよう周知に努めてまいります。

町といたしましては、避難所を訪れる避難者の健康が維持されることを基本として、感染症対策を含めた資機材、備蓄品など、引き続き避難所の質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 今回の今お話している方は、自宅に戻ろうにも戻れなくて、もう仕方なくそのまま避難所に来たという方でありました。こういう方に普段から準備をしておくようにというのも、まあできる場合もありますけども、このような方の場合もありますので、今後その避難所の充実が図られるよう対応を進めていっていただきたいと思っております。

(8)番、今回のこの大きな災害となった記録的豪雨では、町の北部ほど雨量が多かったものと思われます。当町の雨量はアメダスが設置されている上樋口と、それから水沢雨量観測所で観測しておりますが、町独自の観測所を増やす必要があるのではないのでしょうか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

町にある雨量観測所は、気象庁が設置された五城目アメダス観測所、秋田県が設置さ

れた水沢雨量観測所、五城目雨量観測所の3つの観測所となっております。3つの観測所につきましては、それぞれ秋田県河川砂防情報システムにより1時間ごとの雨量情報を取得することができます。

議員ご指摘のとおり、同システムの情報からも、8月12日から13日未明の豪雨につきましては特に町中心部から北部にかけて大きな雨量が観測されております。町独自の観測所の設置につきましては、現在検討はしておりませんが、今後も气象台、県のシステムなどを活用しながら、災害に関する気象情報に注視してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 今回の災害を教訓にして、今後の減災に結びつけるよう対応をお願いします。

8月3日の大雨で小屋に浸水したお宅があることを冒頭述べました。8月9日の午後5時、再び大雨が予想される中、町では高齢者等避難を発令し、避難所を開設したと。事前の対策として、その小屋の前に土のうを積んでおこうと思い、消防署に相談の電話をしました。その時は事前の土のうの在庫が十分でないため、要望に応えることができないということでありました。

豪雨災害は、いつどのような規模で発生するか分からないわけではありますが、通常の備えとして準備しておく必要があるのではないのでしょうか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

現在、水防活動につきましては、五城目町地域防災計画と五城目町水防計画に基づき、町内各河川に対する水防上必要な措置対策を行っており、その一環として消防本部に土のうを積む水防資器材を備蓄しているところでございます。これら水防資器材は、主に水防団が関係河川など洪水の被害に対する警戒、防御その他の作業にあたるためのものでありますので、一般家庭における浸水被害などに対する予防的措置としての土のうの配布希望がありました際は、土のう備蓄の目的を説明した上で対応が困難であることをご理解いただいているところでございます。

現在の備蓄状況を踏まえますと、水害に対する予防的な土のうの配布希望に対しましては対応することが困難な状況ではありますが、8月の大雨による災害を教訓に、今後の対応について検討してまいります。



以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 各消防団、水防団からの要望を聞き、消防団の消舎に普段からある程度の数を備えておくということも提案したいと思います。

話は消防関係に移ってきております。（10）番、12日、消防署から各分団に届いたメールです。「12日午前7時、馬場目川久保水位観測所の水位が6時50分現在2.44mに達したため、水防警報が発令されましたのでお知らせいたします。現時点で被害の情報は入っておりません。今後も水防に関する情報を提供していきますので、有事の際にはご協力をお願いいたします。」次、同じく午前9時29分「午前9時に警戒レベル4、避難指示が発令されました。今後も雨が降り続き災害発生の恐れが考えられるので、有事の際はご協力をお願いいたします。災害発生時は2名以上での行動をお願いします。」という内容の2つのメールです。12日、あの日の朝の情報です。その後、12日の夜に恐怖を感じるような降り方になったわけでありますけども、水防団イコール消防団の出動の指示はどうしたか、出動の判断は各分団任せなのかということが一つです。

それから、12日朝から上昇し、昼頃にその水位のピークを迎えた後は下がっていった久保観測所の水位、そして夜中に向けて上昇の一途をたどっていった内川川黒土観測所の水位情報が団に伝わってなかったのではないかと。

この2つについてお聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

本来、水防団活動につきましては、水防警報の発表または水位到達情報により水防団に対して出動準備や警戒出動を要請しなければならないところであります。水防警報の発表、水位到達情報は、ともに消防本部が受信機関として指定されておりますので、受信した際は直ちに消防本部から水防団に対して情報提供を行った上で行動要請をしなければなりません。これらの事務に関する認識不足と多数の119番通報への対応に追われたことから、8月12日夜は各種情報提供とそれに伴う行動要請はされておらず、結果的に水防団の自主的な判断による活動となったところでございます。

本災害に関する消防の対応につきましては、水防計画の見直しを含め、様々な視点から検証した上で周知を図り、今後の災害対応に生かしていく必要があるものと考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 12日の夜はなかなか対応が難しかったということでありますけども、そういうこともあるということをお各分団ともその意識を共有して今後の改善に努めていってほしいと思います。

（11）消防団はそれぞれの分団の管轄地域で、あの日の夜は水防活動、避難誘導などに励んでいたはずで、災害発生後の13日以降の復旧に向けての局面で、町消防団としての活動の場を作ることはできなかったのかというふうに思います。災害復旧は消防団の活動規定にはないかもしれませんが、これまでに作業を実施した例は全国で少なくありません。

一例を言いますけども、2011年、東日本大震災から8か月後、愛知県尾張旭市の消防団は、宮城県山元町へ復旧の手伝いに30名でお邪魔したということであります。それから、熊本地震、西日本豪雨、福島県の台風などでも消防団はその復旧の場面で力を発揮したと。3年前、千葉県市原市、竜巻被害。ここでは消防団が人海戦術で災害ごみの撤去を行い、住民から感謝の声が相次いだと。それから、昨年8月、青森県風間浦村、台風から変わった低気圧、この復旧活動にも消防団が尽力してくれた。今年の8月3日から4日、新潟県村上市、ここでも家屋からの家財の搬出、それから、ここにはその地区の分団だけでなく地域全体からの分団員が駆けつけて活動したと。最後に8月15日、静岡県松崎町というところでは台風8号の影響で、ここでは地域住民、中学生、ボランティア、そして地元消防団が中心になって、家財道具や床下の泥の搬出などの支援をしたと。被災者からは、特に早くから作業にあたってくれた消防団には助けられたというふうな声が届いているということであります。

今回、五城目町ではそのような消防団の活動はなかったわけでありますけども、このことについて町はどのようにお考えなのか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

8月の大雨による災害発生に際しましては、消防団の皆様方からは、警戒活動のほか、土のう積みや土砂の撤去作業など、長時間にわたり献身的に活動していただきましたことに深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

消防団の災害復旧活動についてであります。椎名議員に対する答弁と重なりますが、第1に、消防団は消防組織法第9条に基づく消防機関として位置づけられておりますので、その任務は同法第1条が適用されるところであります。また、その具体的な業務は消防力の整備指針に規定されているとおりであり、その中に災害復旧活動は含まれておりませんので、当然ながら消防団長は団員に対して本来の業務ではない活動への従事命令は下すことはできないということになっております。

第2に、消防団の業務外の活動につきましては、協力を行う場合は個々の団員の自主的判断によること、団長など上司による参加の推奨は行わないこと、消防団の業務ではないので公務災害補償は適用されないこと、制服の着用も認められないことなどが国の見解として示されております。

以上2点について、臨時の消防幹部打ち合わせ会議において協議した上で、消防団としては復旧活動を行わないことを決定した次第であります。しかしながら、団員としては個人として災害に対応していただいております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 先ほど一例を述べた全国での復旧の局面での消防団の活動、これが果たしてどのような経緯で行われたのかということをご調査してもらいたいということをおもいます。インターネットでその様子を見ますと、もう何々町消防団という活動服を着て、誇らしげに活動している姿の写真がたくさん出てきます。

消防団は今、何かと注目されています。当町消防本部は一つの町で保持する東北地方で唯一の消防本部であります。だからこそ、ならではの地域に密着した消防団であっていただきたいし、町民にリスペクトされるような組織であっていただきたいと思っております。今後に期待します。よろしく申し上げます。

12番、8月に断続的に発生した上水道の濁りについてであります。町ではその状況をホームページに掲載しましたが、町民にその安全性を確実に伝える上で、泥吐きなど現時点ででき得る対応が必要だと思っております。安全で良質な水道水の安定供給のためということで町の考えをお聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

水道水の異常に関しましては、8月4日の住民通報を皮切りに町内各地区から連絡が

あり、その都度、水道本管からの排水などの対応をしておりますが、濁水の原因といたしまして推察されるのは、夏場の使用水量の増加に伴う流速の加速により本管内部に付着した水あかの剥離と思われれます。また、被災した家屋や敷地の清掃のため一時的に水道の使用が集中し、使用水量が増えたことも一因として考えられます。

これらの現象は発生するタイミングや発生場所などの予測が困難であり、どうしても事後対応となってしまいますことをご理解をいただきたいと存じますし、また、ご迷惑をおかけいたしましたことに深くお詫びを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） ホームページでその安全性についての情報だけは、これは発信してくださるようお願いいたします。この水を飲んでいいのか悪いのか、お風呂に入れるのか入れないのかというふうに思ってる方が多いですので、そこをよろしくお願いいたします。

続いて大きな2番、ここ括弧3つありますけども、3点まとめてお願いしてもいいですか。

○議長（石川交三君） はい。

○6番（荒川滋君） 近隣の小・中学校では、小学校、中学校が同じ敷地内にあったり、また、義務教育学校というふうに同じ学び舎で学んでいる中でありまして、当町では、あえて違う校舎での学習を選択しております。その理由として、校舎が離れていても小学校、中学校、幼保の連携は可能だとされたが、その取り組みの現状はということが1つ目。

2つ目、小学校が新校舎供用されてから1年半以上経過しますが、通学路の安全点検を改めて行う必要があるということが2つ目。

3つ目、中学校の休日の部活動の地域移行は各市町村が主体となり進めていくことになっているが、町の現状と今後について。

この3つをお伺いします。

○議長（石川交三君） 畑澤教育長

○教育長（畑澤政信君） 6番荒川議員にお答えいたします。

最初に、小・中連携についての具体的な取り組みについてお答えいたします。

五城目町の小・中学校連携事業は、平成23年にスタートしております。それからず

っとう続いているわけですが、具体的な取り組みを紹介したいと思います。

最初に学力向上に関しては、教育課程の編成や指導形態などの工夫、そして年2回授業研究会を行って教員の指導力の向上に努めております。また、基本的な学習習慣や家庭学習についても、それぞれ共通理解のもと、学年に応じた指導を行っております。

生徒指導に関しては、児童生徒の情報を共有し、生徒指導上の課題解決に向けて小・中一貫した生徒指導を行っております。

交流活動については、体験入学、授業参観交流、外国語授業連携などを行っております。

こども園との連携については、1年里帰り交流会、園児の学習発表会参観や体験入学など積極的に交流活動を行っております。また、職員間の交流も行うなど、小一プロブレムの解消に努めております。

次に、通学路の安全点検についてであります。通学路については、学校保健安全法に基づき学校で定めることとなっており、定期的な確認を行うとともに児童生徒への安全に関する指導を行っております。五城目小学校が移転の際には、それぞれ調査をし、改めて学校の通学路を定めております。

それから、平成26年3月に定めた五城目町通学路交通安全プログラムに基づいて、関係機関が連携して安全に通学できるように通学路の安全確保を図っております。

委員会としては、毎年、通学路の安全確保等について話し合いながら通学路の安全確保に努めているわけですが、通学路はあくまで一般の方々も通行する道路でありますので、対策が必要な場合は今後も関係機関と連携を図ってまいりたいと思っております。

中学校の部活動の地域移行については、スポーツ庁では今後3年間かけて地域移行を考えているところであります。

で、本町の部活動の現状についてであります。年々生徒数が減少する中で大変こう厳しい状況にあります。今年度に入って、ほかの中学校との合同チームを編成した部もあります。また、新チームになって野球部は休部状態、それから部員数が少なく、団体戦には出られない部活動もあります。今後、入部者がなければ、合同チームを編成したりする部も増えてくることも予想されます。一方、学校の部活動には参加せず、クラブチームで活動している生徒もおります。

そこで教育委員会としては、今後、休日・平日問わず、部活動の広域的な地域移行が必要と考えております。生徒の多様なニーズに応え、活動しやすい環境を整えるために

も、近隣の町村教育委員会と協議の場を設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員、質問を許します。

○6番（荒川滋君） すいません、ありがとうございます。

最後の質問です。高齢化が進む当町において、民生児童委員の活動の重要性は年々増しております。で、今、空白域が3つありますが、本年11月30日までの任期であります。欠員が増加されることも可能性もありますが、町としてはその民生児童委員の任命についてどのように関わっていくか、お聞きします。

○議長（石川交三君） 渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） お答えいたします。

近年、少子高齢化の進行による単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、社会から孤立する人々が生じやすい環境となっており、民生児童委員の活動量は増加傾向にございます。こうした活動量の多さや負担感の高まりによって、県内でも多くの地域で委員を引き受ける人材が見つからず、その選任が困難のような状況でございます。

当町におきましては、地域の実情を一番把握している町内会にご協力をいただいております。町内会には大変ご難儀をおかけしている状況でございます。今般の一斉改選にあたり、川原町・新町・一番町地区、東磯ノ目、畑町2区域、小池・仲町、昭辰町区域、平ノ下・水沢・小野台区域、浅見内1区・2区・3区区域の7地区において、新たな候補者が見つからず、欠員が生ずることとなります。公募による募集もありますが、多くの市町村でも地域の実情を把握している町内会に推薦をいただき選任しており、町といたしましては、町内会より推薦いただいた候補者に対し、役割や活動内容について丁寧に説明し、受諾いただけるよう欠員の解消に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川議員

○6番（荒川滋君） 時間を超えてしまいました。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（石川交三君） 6番荒川滋議員の一般質問は終了いたしました。

議事を進行してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、本定例会において決算特別委員会並びに各常任委員会に付託の各案件について、

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

はじめに、決算特別委員長の報告を求めます。9番斎藤晋委員長

○決算特別委員長（斎藤晋君） おはようございます。決算委員会についてご報告させていただきます。

令和4年9月定例会において決算特別委員会に付託されました案件は7つであります。

審査は9月9日から9月15日まで5日間の日程で、4階の大会議室において行われました。

参与として、石川議長には5日間、適切な指導をいただきました。説明員には、伊藤総務課長、猿田会計管理者、大石総務課課長補佐の3名も5日間同行していただきました。

委員会では、予算執行の結果、町民の生命財産を守り、町民の生活を豊かにし、町民が五城目町の町民であることを誇りに思えるよう、的確に正確に予算執行がなされていたかということ審査いたしました。

令和3年は、少子高齢化が進む我が町にとって大変な年でありました。コロナで始まり、コロナで終わった年であります。また、秋田ホーセ、マーレ、北都銀行などの閉鎖があり、町の職員も大変な年でありました。また、豪雨などによっても町民にとっても職員にとっても大変な年でありました。人と人とのつながりが希薄になった年でもあります。コロナの対応、それから事業所の閉鎖に関しては、職員の皆様が一般業務をやりながらそういう対策、事業もやっていただき、再就職、そういうものを世話していただいたと聞いております。本当にご苦労様でございます。

今年に入ってもコロナが猛威を振るい、8月には豪雨災害があり、また、ロシアによるウクライナ侵攻など、円安、そういう世情の不安定な時代でもあります。

今回の委員会では、悪いところだけではなく、よいところも探そうという審査をいたしました。悪いところはすぐ見つかるんですけども、よいところを見つけるのが大変だということをつくづく思いました。

まず財政に関し、経常収支比率は88.6%と、過去の90%台に比べるとよくなりましたが、いまだに高い水準であり、弾力性が失われ、硬直化した状態であります。財政の健全化目標である実質公債費比率は10.0%、将来負担比率は62.3%であります。小玉代表監査委員の報告では、基準内であるとの報告がありましたが、他町村との比較においても高い水準であります。財政の健全化を進めていただきたいと思います。

財政調整基金が11億円、その他目的基金などを合わせると15億円の基金がありますが、執行する執行部としては基金が多いほうがいいわけであります。しかし、町民のために予算を執行し、その残りを基金とするのが本筋ではないのかなど。できる限り町民のために予算の執行をすべきであります。

また、税に関して、滞納繰越額が8,905万2,811円、不納欠損額が1,623万1,672円であります。税の公平性からすると、滞納がないよう努力すべきであります。しかし、払いたくとも払えない、払うと生活ができないという町民の声も聞かれます。やはり町民に寄り添って、しかし徴収率についてもアップするようお願いしたいと思います。

徴収率については、昨年より少し上昇してアップしております。しかし、人口の減少により、額については縮小の傾向にあると思われまます。

最終日の話し合いの中では、基金は多いほどいいわけではない。町民の要望を真摯に受け止めなければならない。また、予算執行にあたり成果の数値目標が必要であり、できる事業に対しては成果目標を設定すべきであるということも指摘されております。

各地区公民館の利用人数が大きく違っている。体育館があるなしでの利用者数の違いはあるが、利用しやすい行事、利用しやすい公民館づくりをするために人身を一新すべきという指摘もありました。

それでは、簡単ではありますが、各課についての指摘事項、要望事項を話させていただきます。

消防本部に関して、専門性を高めるために研修を重ねてほしい。災害が増えており、署員及び消防団員のスキルアップを図ってほしいとの要望・指摘もありました。

次に、税務課では、スマートフォン納付、電子化の推進を図り、町民の利便性を図ってほしい。また、徴収率アップのため努力してほしいとの要望・指摘がありました。

総務課では、町有施設の保守管理に努め、譲渡など利便性を高めて町有施設の管理をしてほしいとの要望・指摘がありました。

出納室では、町の資金運用に関し、有利な運用をするようという要望・指摘がありました。

議会事務局には、3月定例会の広報紙の発行を4月発行にできないか。議会のリモート化は推進できないかなどの要望もありました。

住民生活課では、空き家対策の推進、ごみ量の削減などを要望・指摘しております。



また、火葬場についての改善、そういうものも要望されております。

健康福祉課では、集団健診のコロナ以前の受診率に向上、上げてほしいと。やはりコロナに入って受診率が下がっているということで、その向上を図ってほしいと。また、先ほど荒川議員からも質問された民生委員の適正配置、これをぜひやってほしいと。それと、コロナ禍の中で心の健康づくりの推進などを要望・指摘しております。

農業委員会、農業振興課では、農業人口が減る中で耕作放棄地を減らすため、認定法人、農業法人の推進を図ること。それから、農業、林道の整備などを進めることを要望・指摘しております。

商工振興課では、朝市の振興、商工観光課担当施設の有効利用を要望しております。

まちづくり課では、ふるさと納税の推進、返礼品の魅力アップ、コミュニティ事業の活動強化などを要望・指摘いたしました。

生涯学習課では、各地区公民館の利用促進や公民館長の任期や定年制の導入などを要望・指摘しております。

学校教育課では、コロナによる学年・学級閉鎖の報告があり、今後も細心の注意を図り、十分なコロナ対策を要望しております。

建設課では、建設課実施の事業ごとのK P Iなど数値目標を立てること、豪雨災害など災害に遭わないまちづくりなどを要望しております。

建設課が終わりまして、14日、現地視察ということで、昨年度の決算に載っております火葬場、それから元小学校跡地、それから道の駅の散策路、道の駅のLED化などを視察しております。

昔から職人さんがよく言ってる言葉で「段取り8割」という言葉がございます。イベントや事業、そういうこと、仕事を始める前、その前に段取り8割ということで皆さんがそういう言葉をおっしゃっております。やはり職員の皆さんがしていることは、その段取りですね。事前段階のことであり、段取り8割ですから、実施は2割ということになります。ですから、皆さんがやっことでその事業、イベントがもう8割成功したということになると思います。皆さんの今年も大変な年であろうかと思えますけども、より一層、町民のためにも頑張ってもらいたいと思います。

各課の要望・指摘事項は以上ですけども、15日、委員の協議の結果、令和3年度決算は全会一致で認定すべきものと決しております。

それでは報告を終わります。

○議長（石川交三君） 決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。決算特別委員会に付託の各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号は、原案を認定することに決定いたします。

次に、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

総務産業常任委員長の報告を求めます。石井光雅委員長

○総務産業常任副委員長（石井光雅君） おはようございます。

令和4年9月定例会において総務産業常任委員会に付託になりました付議事件は、関係部分を含む議案6件と報告が3件、陳情2件であります。

これらの審査のため、9月7日午後2時より、9月8日午前10時より総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は1名欠席の5名であります。参与には、伊藤総務課長、柏まちづくり課長、石井税務課長、猿田会計管理者、東海林議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長をはじめ関係職員。書記には、まちづくり課、川村主査、それから農林振興課、八柳主任、建設課、椎名主任を指名し、会議に入っております。

議案第50号、五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号、五城目町環境基本条例制定について、本2議案は、関連性があることから一括で審議いたしました。

五城目町環境基本条例は、環境保全及び創造に関する総合的な施策を規定したもので、現在及び将来の住民の健康で文化的な生活の確保を目的とした条例であり、条例の第9条において環境基本計画を策定する義務規定を設けており、策定に際し、第23条に規定する五城目町環境審議会において審議することになっております。

五城目町環境基本計画は、ごみの増加、水質汚濁、ヒートアイランド現象、自然の喪

失といった身近な問題から、地球温暖化などの地球規模の問題に至るまで多岐にわたる環境問題に関し、町としての基本理念を構築し、施策を総合的、計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する取り組み、方向性を示すものであります。

五城目町附属機関設置条例に新たに五城目町環境審議会を追加し、改正附則において報酬部分についても追加するものであり、審議会委員については、住民の代表、学識のある者、関係団体を代表する者、環境アドバイザー、小・中学校長など15名以内で構成し、任期は2年とし、今年度4回の審議会開催を考えている。

議案第50号、議案第52号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第51号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

この条例改正は、主に非常勤職員の育児休業に関するものであり、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合は、子の誕生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで、任期が満了することが明らかでない非常勤職員または引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員を取得可能とする規定や、非常勤職員の育児休業の対象期間が子の1歳到達日までですが、夫婦交代での育児休業の取得や保育園等の利用ができない場合等の特別な事情がある場合には、1歳から1歳6か月まで及び1歳6か月から2歳まで取得可能とする規定などであります。

議案第51号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第53号、専決処分（第5号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第2号）。

歳入では、財政調整基金繰入金2億3,836万4,000円は、歳出に見合う財源として計上したものであります。

歳出では、総務課職員人件費426万6,000円は、災害時における職員の臨時時間外勤務手当であります。街灯施設費100万円は、水害で破損した湯ノ又橋街灯2灯の修繕料です。住宅リフォーム補助金160万円は、大雨により住宅が被災した方を対象に住宅の復旧費用の一部を補助するもので、補助対象工事費の5%、最大8万円であります。農地・農業用施設災害復旧費9,540万3,000円は、農地22か所、農業施設17か所の災害査定のための調査設計委託料、災害ごみ、流木、田、水利等の土砂残骸の廃棄物処理及び作業委託料が主なものであります。林道施設災害復旧費1億800万3,000円は、林道4路線40か所の災害査定のための調査設計委託料、林道の法面崩落、路肩決壊に伴う残土処理及び復旧作業委託料が主なものであります。公共

土木施設災害復旧費 1, 358 万円は、河川 29 か所、町道 12 か所の災害査定のための調査設計委託料、土砂の撤去、破損した道路・水路等の補修委託料や機械借上料が主なものであります。

議案第 53 号の関係部分について、全会一致承認すべきと決しております。

議案第 61 号、令和 4 年度五城目町一般会計補正予算（第 3 号）。

歳入、前年度繰越金は 5, 941 万円、歳出に見合う財源として計上。

歳出の主なものは、総務費の庁舎管理費修繕料 138 万 5, 000 円は、役場地下室の蓄電池 9 個交換に伴うもの。地域活性化支援センターの修繕料 163 万円は、自家用電気工作物検査及び消防用施設点検の指摘による高圧気中開閉器、誘導灯設備、自動火災報知設備、防排煙設備の修繕に伴うもの。農林水産業費新規就農総合支援事業 489 万円は、東磯ノ目の齊藤真由美さんが新規にキイチゴ栽培に取り組むため必要なパイプハウス 3 棟に対する補助金 339 万円、同じく齊藤真由美さんに対し経営開始時の早期の経営確立を支援する交付金 150 万円です。森林環境譲与税事業 432 万 3, 000 円は、森林資源を維持するため、森林所有者等に対して植栽・下刈の種類並び面積に応じて補助するものであります。商工費、商店街振興事業 90 万円は、現在、3 事業所に申請のある事業所改修事業補助金です。土木費、道路補修事業の工事請負費 700 万円は、町道岡本川崎線の舗装補修 1, 150 m に係るものです。除雪事業の工事請負費 140 万円は、マンホールの段差改修 11 か所に係るものです。公園維持補修等事業 120 万円は、戸村堰緑道の陥没 2 か所の修繕料です。

議案第 61 号関係部分について、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第 64 号、令和 4 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

これは、職員 1 人の中途退職に伴う給料や職員手当など 506 万 2, 000 円の減額補正が主なものであり、議案第 64 号は、全会一致可決すべきものと決しております。

報告第 7 号、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率について。

実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額が生じていないことから良好な状態であります。実質公債費比率は前年比の 0.5% 減の 10%、将来負担比率は前年比 23.4% 減の 62.3%、これは普通交付税 2 億 7, 000 万円の増額などにより分母が大きくなったことによるものであり、実質公債費比率、将来負担比率とも早期健全化基準を下回り、良好な状態であり、報告第 7 号は、全会一致報告済みと決しております。

報告第 8 号、令和 3 年度決算に基づく資金不足比率について。

水道事業会計、下水事業会計とも資金の不足額が生じていないことから良好な状態であり、報告第8号は、全会一致報告済みと決しております。

報告第10号、株式会社あったか五城目の経営状況を説明する書類の提出について。

株式会社あったか五城目の令和3年度事業については、折り膳・弁当等のテイクアウト部門の強化に取り組み、また、パン製販部門「パンの店あったか小町」を令和3年9月末に事業廃止するなど、経営改善に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症対策による営業時間等の制限や利用客の減少により、五城館の売上高は前年比20.8%減の1,654万7,000円となり、会社全体の売上高は前年比27.4%減の3,529万5,000円となっている。また、今期の利益は285万3,000円の損失を計上する結果となり、純資産の当期末残高は903万3,000円の損失となっている。

今後も食材仕入価格や光熱費等の値上げや新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、厳しい状況は続くと思われるが、引き続き食材や原価管理を徹底し、チラシ等の配布や営業によるPR強化を図り、増収増益に励んでいただきたい。

報告第10号は、全会一致報告済みと決しております。

次に、陳情受理番号第6号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情でございます。

先般の沖縄県の知事選挙でもあったとおり、陳情の思いは十分には理解できることであるが、陳情項目の2に、辺野古新基地建設を断念すること、しかし、建設工事は既に進んでいる。また、陳情項目の3番に、普天間基地は「本土」に引き取り、日本全体で問題解決をすることは、これは現実的でないことから、陳情第6号は、全会一致不採択と決しました。

陳情受理番号第7号、再造林を推進するため森林環境譲与税の活用を求める陳情書。

陳情要望の2に、今年度中に再造林の面積が確定するため、令和4年度の事業実施として補正対応を図ることとあります。今回の9月補正で森林環境譲与税を活用して、再造林事業費補助金432万3,000円を計上しており、今後とも森林環境譲与税の有効活用に努めることから、陳情第7号は、全会一致採択すべきと決しました。

以上で、令和4年9月定例会において総務産業常任委員会に付託になりました付議事件の報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第53号、議案第61号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第64号は原案可決、報告第7号、報告第8号、報告第10号は報告済みと決します。陳情第7号は採択と決します。

次に、陳情第6号、継続してきました陳情でございますが、を議題といたします。

沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第6号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第6号を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石川交三君) 起立ありません。したがって、陳情第6号は不採択と決定いたしました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長(椎名志保君) 令和4年9月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む5件であります。

これらの審査のため、9月7日午後2時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、畑澤教育長、齊藤学校教育課長、越高生涯学習課長、小玉住民生活課長、猿田健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員、書記には、加賀谷学校教育課主事、松橋住民生活課係長、山端健康福祉課主事、今川消防本部消防司長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第53号、専決処分(第5号)の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算(第2号)、関係部分についてであります。

8月12日から13日にかけて発生した豪雨災害に対する災害救助費の補正であります。床上浸水に見舞われた方への見舞金、消毒のための消石灰、土のう袋などの消耗品費、

くみ取り便槽や浄化槽内へ河川水等流入した方のバキューム、くみ取り及び処理委託料、災害ボランティア関係費用、被災した廃棄物収集運搬、家電等の処分委託料、湯ノ又地区へ設置した仮設トイレの借上料などであります。

委員から、復旧に際し多くのボランティアの方々からお力をお貸しいただいた。ボランティアセンターの開設は初めてのことであり、運営にあたった社会福祉協議会も戸惑いながらの運営であったように見受けられた。当然、社協との振り返りがあり、次に生かす必要があると考えるが、その機会は設けられるのかといった質疑があり、当局からは、初めてのボランティアセンター開設でもあり、うまくいかなかった面も多々あった。振り返り、反省を行い、この後に向けてよりよいものにつくり上げていきたい。今後、社協との会議を開きたいと考えているとの答弁がございました。

また、災害ごみの処分費用が多額なことに対し、当局からは、激甚災害に指定されたことで環境省から補助金が交付される予定である。また、八郎湖周辺クリーンセンターでも減免の規定に該当すると示されたところでありました。

議案第53号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第61号、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第3号）、関係部分についてであります。

補正の主なものとしては、消防署関係では、降雪に備え、消防署車庫前、ヘリポート除雪のためのローダーの借上料や除雪ドーザと排雪ダンプによる除排雪の業務委託料の増額補正などあります。

委員から、業務委託での除排雪について質疑があり、当局からは、ローダーでの除雪が追いつかないほどの降雪に見舞われた際や、出動が重なり、ヘリポートの除雪の人員を確保できない時などに備えるものである。三者で見積もり合わせをし、除雪ドーザは1時間当たり1万9,140円で1回3時間を7回分、排雪ダンプは1時間当たり6,050円で1回3時間を5回分予算化している。昨年度は、除雪ドーザ1回5時間利用したとの答弁がございました。

住民生活課関係の主なものは、一般廃棄物埋立処分場管理運営費の補正として、処分場の地下水水質調査用のポンプ制御盤交換修繕と建物内の給水ポンプの修繕費、また、火葬場の外構工事に係る増額補正などあります。

委員から、火葬場の改修工事に対し、ロシアのウクライナへの侵攻により資材など物価が上がっている。変動はないかとの質疑があり、資材調達は終えているので示されて

いることはないとの答弁がございました。

健康福祉課関係の主なものは、地域介護・福祉空間整備等施設設備費としてグループホームすずめだての防災対策のための改修費用、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチン接種に係る費用、国保税率の改正に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の増額補正などであります。

委員から、現在4回目ワクチンの申し込み、接種が行われているが、4回目を受けずに11月の実施に向け準備が進められているオミクロン株対応ワクチンの接種を待つべきかといったことで迷われている方がいる。どう考えたらいいのかとの質疑があり、当局からは、接種間隔などオミクロン株対応ワクチン接種の詳細がまだ国から示されていない。ワクチンの供給体制も決まっていない中、まずは対象となったワクチンを接種し、重症化を予防する。その後、オミクロン株対応ワクチンの接種対象となった時には、また接種していただくよう案内しているとの答弁がございました。

学校教育課関係の主なものは、学校施設整備事業として小学校の学校菜園の整備に伴う工事請負費の増額補正であります。

委員から、学校菜園には専門家が関わる必要はないか。獣害に対する対策はどうするのかといったことを含め、内容の説明を求める質疑があり、当局からは、現在も協力いただいている農協さんなどに関わっていただく。今のところ作物が枝豆やサツマイモといったものになるので、獣害の恐れがあるのか、今後考えていきたいといった答弁がございました。

また、図面により畑地、水田、管理するためのトラクターや軽トラックなど車両が乗り入れしやすいよう、一部を舗装することや、付帯設備として手足洗い場や用具などの物置の設置、隣地との緩衝としてガードフェンスを設置すること、水害対策のため土盛りにより隣の駐車場と高さを合わせ、必要な土は町の残土を使用し、経費節減に努めること。また、住宅側にはL字擁壁を設置することなどが示されました。面積が小さいことや、子どもたち学習のための菜園だということで、水利組合や土地改良区の水利費や組合費は必要ないと言っていたいただいたとの報告もございました。

委員からは、この取り組みによる五城目町の学びを広く発信し、千代田区の子どもたちが教育留学で来たくくなるような場所になることを望むといった指摘もございました。

また、当局からは、学校菜園については、勤労生産活動や食育、生産した作物を朝市で販売するといった金銭教育、生ごみのリサイクルなどSDGsの考え方といったいろ



いろな教育効果があるとのことも示されたところであります。

生涯学習課関係では、地域図書室「わーくる」の書籍購入費に充ててほしいと齊藤幸作様より10万円のご寄附があり、図書購入費として増額の補正がなされています。

また、補正の主なものは、公園管理費として都市公園区域周辺の緑地の整備に係る委託料、社会教育講座の充実を図るための業務委託費の増額補正などです。

委員から、社会教育講座の内容を問う質疑があり、当局から、小学校が雀館に移転し、スクールトークなどで越える学校ということがあった。社会教育とも関連させ、もう一度、町の社会教育を見直すことにしたい。これまで高齢者向けのものが多く、若い年齢層をターゲットにできなかったのが、若い世代も参加できるような講座を実施し、社会教育講座のあり方も見直していく。民間委託をし、そのノウハウで協力を得、進めていくことも目的である。小学校や「わーくる」も使用し、町外からの参加者も受け入れる予定である。10月から実施し、反応を見ながら次年度につなげていくが、今後、年間50講座を想定し、1講座当たり20人の参加を見込み、1年間で1,000人が学ぶことを数値目標としているとの答弁がございました。

また、都市公園区域周辺の緑地の整備について内容を問う質疑があり、当局からは、資料として写真が示され、当初予算で措置した雀館公園の日本庭園の整備に伴い、雀館運動公園を4年計画で整備することとし、今年度は町民センター、プール、体育館、多目的運動公園周辺を含め、景観上不用な危険な高木等を伐採・剪定、低木の処理を行うこととしている。令和5年度は、木が鬱蒼としている公園入口を見通しが効く景観のいい状態にしたい。その後、公園前面、高台、背面斜面の整備を行っていくとの答弁がございました。

委員からは、桜だけでなく、あじさい、秋には紅葉、下草には手のかからないスイセンを植えるなど、花で満たされた公園にしてほしいといったことや、バリアフリートイレへの改修が必要であり、車でトイレの前まで行けるよう整備すべきとの指摘もなされました。当局からは、生涯学習課は管理が主たる業務となるので、景観に支障のある空き家の対策など、オール行政で取り組む必要がある。また、整備したことでどんな効果が生まれるのかを商工振興課、また観光物産協会との協議も行い、今後を見据え、しっかりとした計画を立てて取り組む必要があるとの考えも示され、委員からは、ランドスケープデザイナーといった専門家の視点を取り入れ、雀館公園全体のランドデザインを描くことも必要ではないかとの指摘もございました。

議案第 6 1 号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第 6 2 号、令和 4 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

マイナンバーカードの保険証利用促進リーフレットの作成、未就学児均等割軽減に関わるシステム改修、国保税率改正に伴う保険基盤保険税軽減分の繰入金などの増額補正であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第 6 3 号、令和 4 年度五城目介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

包括支援センター職員の人件費の減額補正、介護報酬改定によるシステム改修の業務委託料、精算による令和 3 年度分の支払基金への返還金などの増額補正であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、報告第 9 号、令和 3 年度五城目町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告についてであります。

委員から、K P I が各年度でどうであったかといったことや成果や実績が表わされるなど評価シートが改善され、よかったと思う。K P I は町民にとっても評価する項目の一つにもなる。公表はされるのかとの質疑があり、当局からは、町のホームページ上での公表を考えているとの答弁がございました。

また、審査委員の意見には大事な指摘もたくさんあった。審査委員の方々にも評価の区分を示していただいたらどうかとの質疑には、評価委員の皆さんは事業を継続的に見ているわけではなく、事業評価シートを見ていただき、数値から意見を伺ったとの答弁がございました。

委員からは、評価委員の皆さんに実際に事業を見ていただくことも含め、回数を増やし、的確な意見を事業の改善に生かしていただきたいといった指摘もなされました。

報告第 9 号は、全会一致で報告済みと決しております。

以上で、令和 4 年 9 月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第53号、議案第61号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第62号、議案第63号は原案可決と決します。報告第9号は報告済みと決します。

次に、議案第53号、専決処分(第5号)の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案承認です。議案第53号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第53号、専決処分(第5号)の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算(第2号)は、原案承認と決します。

次に、議案第61号、令和4年度五城目町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第61号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第61号、令和4年度五城目町一般会計補正予算(第3号)は、原案可決と決します。

次に、議案第65号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

.....  
午前11時55分 再開

○議長(石川交三君) 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長(渡邊彦兵衛君) 議案第65号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める

ことについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち石井正氏が令和4年12月31日をもって任期満了となり、引き続き同氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

石井氏は、平成22年10月以来、同委員を務めており、これまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われまますので、よろしくお願ひいたします。

経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、同意することに決定いたします。

次に、議案第66号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

.....  
午前11時59分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第66号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち畠山延子氏が令和元年12月31日をもって退任することに伴い、新たに小玉久俊氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

小玉氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われまますので、よろしくお願

いたします。

経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第66号については、同意することに決定いたします。

次に、議案第67号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩いたします。

午後12時00分 休憩

.....  
午後12時02分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第67号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町の人権擁護委員5名のうち島崎春美氏が令和4年12月31日をもって退任することに伴い、新たに佐藤富貴子氏を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

佐藤氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われまますので、よろしくお願いいたします。

経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第67号については、同意することに決定いたします。

次に、議案第68号、教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午後12時03分 休憩

.....  
午後12時05分 再開

○議長（石川交三君） 再開します。

本案について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長（渡邊彦兵衛君） 議案第68号、教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町教育委員会の教育長である畑澤政信氏が令和4年10月4日をもって任期満了となり、引き続き同氏を教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

畑澤氏は、平成28年10月以来、教育長を務めており、これまでの実績、経験、人柄などから真に適任と思われまますので、よろしく願いいたします。

経歴につきましては、皆様ご承知のとおりではございますが、お手元の議案に添付してありますので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第68号については、同意することに決定いたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件については、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査並びに新型コロナウイルス対策等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第3回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

---

午後12時08分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員